

東京圏から広島市へ 移住される方へ

NEW
LIFE

交付要件を満たしている方に

広島市移住支援金

を交付します！

広島市の場所

HIROSHIMA



交付額

単身の場合 **60万円**

2人以上の世帯の場合 **100万円**

1人あたり
18歳未満の世帯員 **+100万円**



夫婦と子ども2人の場合

300万円

交付要件

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から
就業 or テレワーク or 起業等 での広島市への移住

詳細な要件は

裏面を
チェック

まずは移住支援金の対象要件をチェック！

移住元要件

以下の内容は、令和8年度の対象要件です。

移住する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前の1年間 ※①又は②に該当する

- ①東京23区内に在住していた
- ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた



移住先・その他要件

次の①～⑤の全てを満たしている

- ①広島市への移住後1年以内
- ②5年以上広島市に継続して居住する意思を有している
- ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係をする者でない
- ④日本人又は外国人のうち永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ⑤過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない

YES



就業要件

次の「一般の場合」又は「専門人材の場合」に該当する

一般の場合

次の①～④の全てを満たしている

- ①広島県のマッチングサイト「ひろしまワークス」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募して就業した
※移住支援金の求人は、「ひろしまワークス」内の「仕事」を探すページで、「移住支援金対象企業から探す」にチェックをして検索してください。
- ②週20時間以上の無期雇用契約である
- ③5年以上当該法人に継続して勤務する意思を有している
- ④転勤や出向等による勤務地の変更ではなく新規の雇用である

専門人材の場合

- プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次の①～⑤の全てを満たしている
- ①勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する
- ②週20時間以上の無期雇用契約である
- ③5年以上当該就業先に継続して勤務する意思を有している
- ④転勤や出向等による勤務地の変更ではなく新規の雇用である
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない

又は

YES

テレワーク要件

次の①～③の全てを満たしている

- ①所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思によって移住し、広島市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- ②移住先でテレワークにより勤務し（原則として、恒常的に通勤しない）、かつ週20時間以上テレワークを実施する
- ③地域未来交付金等を活用した取組の中で所属先企業等から資金提供されていない

NO

関係人口要件

交付申請者を含む世帯員のいずれかが広島市に居住した経験があるか、広島市に10年以上居住していた3親等以内の親族がおり、広島市内で農業、林業又は漁業に就業する

YES

YES

起業要件

1年以内に広島県の実施する「中山間地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を受けた

NO

YES



移住支援金の交付を受けられる可能性があります。
詳細な要件をホームページで確認の上、お問い合わせください。

※申請期限を過ぎた場合や予算上限に達した場合など交付が受けられない場合があります

お問合せ先

詳細な要件は
コチラ▶



就業要件
対象求人は
コチラ▶



広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所5F）

☎ 082-504-2965 ✉ koyou@city.hiroshima.lg.jp

移住支援金の交付対象外